

総務政策課
お知らせ



お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。

日高町消防団
訓練出初式

1月5日(火)
日高町若もの広場

新春恒例の消防団訓練出初式は、1月5日(火)午前10時から日高町若もの広場(雨天の場合、町農村環境改善センター)で、婦人防火クラブの参加を得て挙行します。式典では、多年にわたり消防団員として活躍いただいている団員や団体が、日高町長、和歌山県消防協会総裁、日高地域消防協会長から表彰されます。また、退団者に対し感謝状が贈呈されます。出初式において表彰、感謝状を受けられるのは、次の方々です。(敬称略)

◎日高町長表彰

▽25年勤続表彰Ⅱ野村浩一(第1分団班長)、早稻田淳一(同)

◎和歌山県消防協会総裁表彰

▽20年勤続表彰Ⅱ楠本和弘(第1分団班長)、津村伸弘(第2分団副分団長)、阪口善幸(第3分団班長)

◎日高地域消防協会会長表彰

▽10年勤続表彰Ⅱ清水彬(第1分団員)、小角聡(同)、深海治彦(第2分団員)

◎退団者(在団時の役職)

▽田村修一(第1分団員)、糸谷竝治(第2分団長)、生戸學(第3分団長)、関健太郎(第3分団員)

なお、1月5日午前8時に消防団員招集のため、防災行政無線によりサイレンを鳴らしますので、火災・その他の災害とお間違えのないようお願いいたします。

また式典終了後、萩原地区の奥山池付近で放水訓練を実施します。

情報公開制度および
個人情報保護制度
の実施状況を
お知らせします

「情報公開制度」は、町が保有する情報(公文書等)をみなさまからの請求に応じて公開することと、より開かれた町政を推進し、みなさまとの信頼・協力関係を深めようとする制度です。

◎昨年の出初式の様子



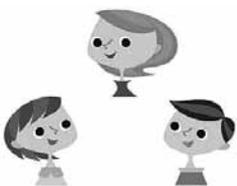
平成27年11月末現在の実施状況は、次のとおりです。

- ・ 公文書開示請求件数……1件
- ・ 公文書開示請求に関する
決定状況……1件
- ・ 不服申立ての件数……0件

また、「個人情報保護制度」は、町が保有する個人情報の保護を図るための適正な手続きなどを定めた制度で、自分の個人情報の開示や個人情報の訂正、利用停止を請求することができま

す。
平成27年11月末現在の実施状況は、次のとおりです。

- ・ 開示請求件数……0件
- ・ 訂正請求および利用停止等の
受付件数……0件





お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

児童手当制度を ご存知ですか？

●支給対象

0歳から15歳(中学校修了前)までのお子さまを養育されている方に支給されます。

お子さまが児童福祉施設等に入所されている場合、このお子さまのご両親は児童手当を受けることが出来ません(施設設置者が受給者となります)。

●支給月

原則として、毎年度の6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

●支給額

区分	所得制限以下の場合(月額)	所得制限を超える場合(月額)
0～3歳未満	15,000円	5,000円 (一律)
3歳～小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

※児童の人数(第〇子)は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます

●届出が必要なおとき

- ・支給対象となるお子さまが増えた、もしくは減った
 - ・受給者、もしくは養育しているお子さまの住所や氏名が変わった
 - ・受給者が公務員になった、もしくは公務員でなくなった
 - ・振込口座を変更した(受給者名義の口座に限ります)
- 詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

家庭ごみの野外焼却は 禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となつていきます。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法定定められた構造基準を満たし

ていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められていますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

1月18日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守

られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

